

長岡京市シカ捕獲強化事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都府特定鳥獣保護管理計画によるシカの捕獲を強化し、増加する農林業被害を軽減するため、緊急的にニホンジカの捕獲を奨励する長岡京市シカ捕獲事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業対象期間)

第2条 事業対象期間は、毎年11月15日から翌年の2月末日までとする。

(奨励金交付内容)

第3条 奨励金の金額は、1頭当たり4,000円とする。但し、次に掲げるものは対象としない。

- (1) 捕獲頭数が4頭に満たないもの
- (2) 捕獲頭数のうち、10頭を超えるもの

注 グループで申込みの場合、上限頭数がグループ人数×10頭となる。

(奨励金交付対象者等)

第4条 奨励金の交付対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 京都府内で狩猟者登録を行った長岡京市内に住所を有する個人で、グループに所属しない者。
 - (2) 京都府内で狩猟者登録を行った個人が構成するグループ。ただし、グループの代表者にあつては長岡京市内に住所を有する者に限る。
- 2 前項第1号に掲げる者が本事業を実施するときは、狩猟事故防止の観点から、猟場内立入報告書の写しを市長に提出するものとする。
- 3 第1項第2号に掲げる者がグループ猟を実施するときは、グループの代表者名でグループ猟捕獲員名簿(別記様式第1号)を市長に提出するものとする。

(捕獲対象及び確認方法)

第5条 捕獲対象は、次の各号のいずれにも該当するニホンジカとする。

- (1) 前条第1項に規定する奨励金交付対象者(以下「奨励金交付対象者」という。)が、京都府内で捕獲したもの。ただし、他府県等で捕獲したものは、対象としない。
 - (2) 成獣。ただし、幼獣は対象としない。
 - (3) 奨励金交付対象者が狩猟により捕獲したもの。ただし、グループ猟を除き、他者が捕獲したものは、対象としない。
- 2 捕獲の確認は、次に掲げるものを市長に提出することにより行うこととする。
- (1) 捕獲したニホンジカの尾(尾先より3分の2程度。1頭ごとに京都府知事が指定する袋に採取し、捕獲日、捕獲場所、氏名等を記載すること。また、奨励金の対象とならない1～3頭目も含めて提出すること。)
 - (2) 次に掲げるニホンジカの写真(2枚)
 - ア 捕獲個体の右向き全身写真(原則として、捕獲した日付及び場所並びに捕獲者を併せて確認できるもの)。写真の撮影方法は以下のとおりとする。
 - ① 捕獲個体の右側面にペンキまたはスプレーで捕獲年月日を記入する。

- ② 黒板または表示板等へ、捕獲日・捕獲場所及び捕獲者を記入する。
- ③ 捕獲者と捕獲個体を一緒に写すことが困難な場合、狩猟者登録証・黒板または表示板等・捕獲個体の一部を一緒に撮影する。

イ アで撮影した個体の頭部拡大写真（雌雄判別のため、ツノの有無がわかる頭部を拡大して写したもの。）

（奨励金交付申込み）

第6条 奨励金の交付を受けようとする個人又はグループ（以下「狩猟者等」という。）は、捕獲奨励金申込書（別記様式第2号）を市長に提出するものとする。

2 グループでの申込みを行った者は、個人での申込み及び他のグループのグループ猟捕獲員名簿に重複して登録することができない。

（狩猟者登録の確認）

第7条 狩猟者等が前条第1項の捕獲奨励金申込書により奨励金交付申込みを行うときは、市が行う狩猟者登録に関わる確認に必要な一切の権限について同意したものとみなす。

2 市は、狩猟者等からの申込み受付完了後、速やかに申込書等を京都府京都林務事務所に提出し、受付簿及び重複申請の確認を受けるものとする。

（完了報告）

第8条 狩猟が終了した狩猟者等は、捕獲完了報告書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添付のうえ、事業対象期間（2月末日）終了後5日以内に市長に提出するものとする。

- (1) 第5条第2項に規定する証拠書類等
- (2) 狩猟者登録証（鳥獣捕獲報告）の写し
- (3) グループで申込みを行った場合にあっては、グループ全員の狩猟者登録書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による捕獲完了報告に当たっては、奨励金の対象とならない1頭目から3頭目までも含め、全ての捕獲について報告するものとする。

（捕獲認定）

第9条 市長は、前条の規定により狩猟者等から捕獲完了報告書の提出があった場合において、その内容を審査し適正と認めるときは、捕獲完了確認書（別記様式第4号）を交付する。

（捕獲奨励金の請求）

第10条 前条の規定により市長から捕獲完了確認書を受けた狩猟者等は、捕獲奨励金交付請求書（別記様式第5号）により、交付請求をすることができる。

（奨励金の交付）

第11条 市長は、前条の規定により狩猟者等から捕獲奨励金の請求があった場合には、当該狩猟者等に奨励金を交付するものとする。

（奨励金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により捕獲奨励金を交付した後に報告内容に誤りや虚偽の報告等の不正な請求があったと認められるときは、捕獲奨励金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

長岡京市長 様

申請者

グループ猟捕獲員名簿

年度に実施する長岡京市シカ捕獲強化事業に参加するグループ猟捕獲員名を、長岡京市シカ捕獲強化事業実施要綱第4条第3項の規定に基づき下記のとおり提出します。

記

- | | | |
|---------|------------|---|
| 1 参加人数 | 銃による捕獲参加者 | 人 |
| | わなによる捕獲参加者 | 人 |
| | 合計 | 人 |
| 2 参加者名簿 | 別添名簿のとおり | |

長岡京市長 様

申請者

捕獲奨励金申込書

年度のシカ捕獲強化事業を実施したいので下記のとおり申請します。

記

1 申請者（グループ代表者）

氏 名	
住 所	
狩猟者登録番号	
連 絡 先	

2 グループ員

氏 名	住 所	狩猟者登録番号	連絡先
			— —
			— —
			— —
			— —
			— —
			— —

※グループ員名簿は、別紙でも可

(注)

申請者全員の狩猟者登録証の写しを添付してください。

長岡京市長 様

申請者

捕獲完了報告書

年度のシカ捕獲強化事業を完了したので下記のとおり報告します。

記

1 捕獲実績（グループ代表者）

氏名	
住所	
狩猟者登録番号	
総捕獲頭数	頭（内訳：オス 頭／メス 頭）
グループの人数	人
捕獲奨励金	円

2 添付書類

尾	本	捕獲奨励金対象外の1頭目から3頭目までの尾及び捕獲写真も添付すること
捕獲写真	全身	
	頭部拡大	枚
狩猟者登録証写し	枚	申請者全員の狩猟者登録証をコピーして添付すること
捕獲報告写し	枚	狩猟者登録証裏面をコピーして添付すること

年 月 日

様

長岡京市長

捕獲完了確認書

年 月 日に提出された捕獲完了報告書に基づき審査した結果、下記のとおり確認したので通知する。

記

1 捕獲者（グループ代表者）

氏名	
住所	
狩猟者登録番号	
総捕獲頭数	頭（内訳：オス 頭／メス 頭）
グループの人数	人
捕獲奨励金	円

2 奨励金対象内訳

捕獲頭数	
グループ猟による減じる個体数	
奨励金対象個体数	

3 奨励金交付額

円

別記様式第5号（第10条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

申請者

捕獲奨励金交付請求書

年 月 日付けで通知のあった捕獲完了確認書に基づき、下記のとおり捕獲奨励金について請求します。

記

1 交付請求額 円

2 振込先

金融機関名

口座種別

口座番号

口座名義人

参考様式（第4条関係）

年 月 日

京都府猟友会乙訓支部猟友会
会長 様

住所
氏名

猟場内立入報告書

長岡京市シカ捕獲強化事業に参加するため、下記の日程により京都府猟友会乙訓支部猟友会の猟場内に立ち入りますので報告します。

記

1. 立入者氏名	(生年月日) 年 月 日		
	(電話番号) — —		
2. 立入計画日	年 月 日		
3. 立入計画箇所			
4. 免許番号		交付年月日	年 月 日
5. 使用猟具	<input type="checkbox"/> 銃	<input type="checkbox"/> ライフル	許可番号 (第 号)
		<input type="checkbox"/> 散弾	許可番号 (第 号)
	<input type="checkbox"/> わな		
6. 猟犬の有無	<input type="checkbox"/> 有 (頭数 頭)		<input type="checkbox"/> 無
7. 同行者氏名			
8. 緊急連絡先	(電話番号) — —		
9. 備考			